

改正容器包装リサイクル法について

平成18年12月

経済産業省リサイクル推進課



説明内容

○容器包装リサイクル法改正の基本的方向と経緯

○改正された新制度の概要

- ①容器包装廃棄物の排出抑制の促進
- ②質の高い分別収集・再商品化の推進
- ③容器包装廃棄物の円滑な引き渡しの促進
- ④事業者間の公平性の確保、容器包装の定義の改正
- ⑤自主回収認定の報告等、市町村分別収集計画の公表の義務付け
- ⑥簡易算定方式の見直し、プラスチック製容器包装に係る燃料として
利用される製品、PETボトル区分の見直し

○施行までのスケジュール

改正の基本的方向

①循環基本法における3R推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、リサイクルより優先されるべき排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)を更に推進。

また、リサイクルについては、効率的・効果的な推進、質的な向上を図る。

②社会全体のコストの効率化

循環型社会の構築等に係る効果とのバランスを常に考慮しつつ、容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストを可能な限り効率化。

③国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

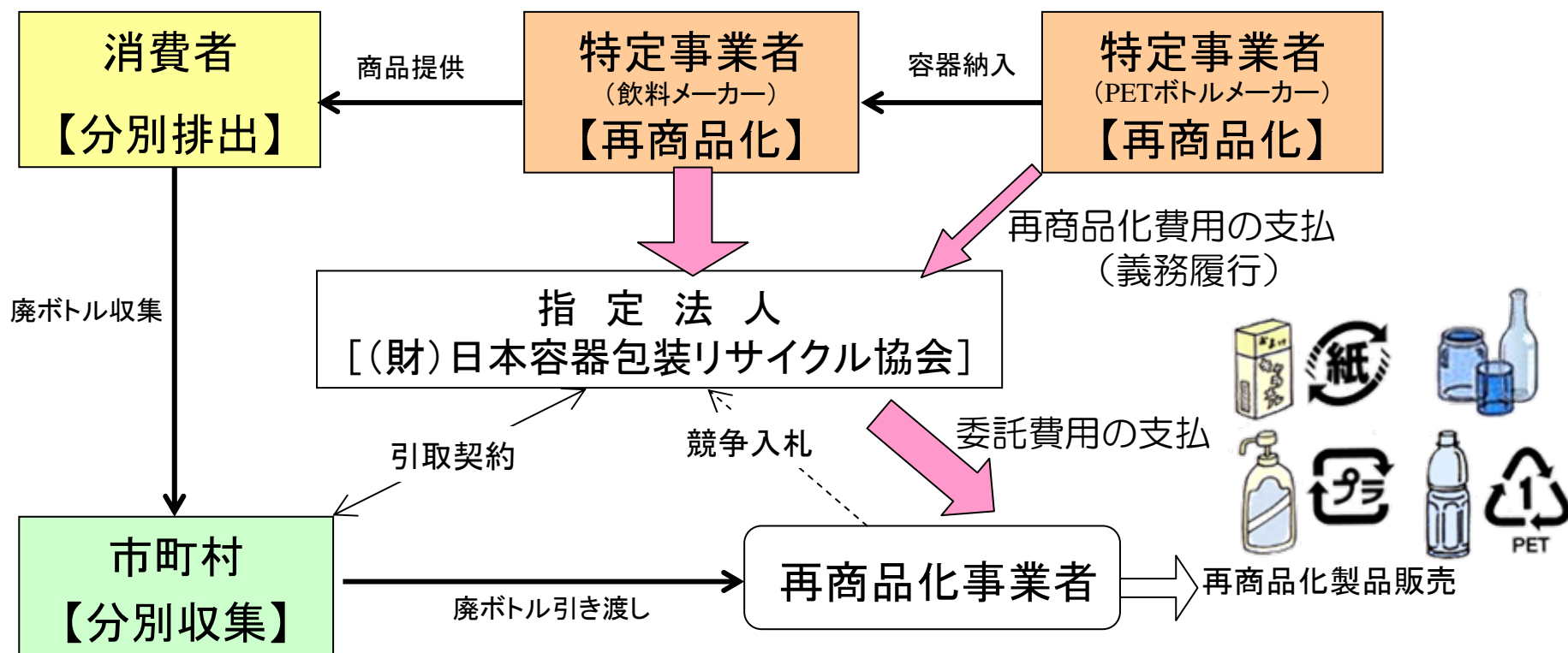
国・自治体・事業者・国民等の各主体が、自ら率先してできる限りの取組を推進すると同時に、相互連携による積極的な対応を目指す。

改正法成立までの経緯

- 16年8月 産業構造審議会における容器包装リサイクル法の評価・検討に関する検討を開始。
- 17年6月 容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する中間とりまとめ
- 18年2月 容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書とりまとめ
- 18年3月 一部改正法案の閣議決定・国会提出
- 18年5月 衆議院審議
- 18年6月 参議院審議
- 18年6月9日 一部改正法成立
- 18年6月15日 公布

容器包装リサイクル法の概要

- 一般廃棄物の減量化、資源の有効利用を図るため、家庭ゴミの約6割(容積)を占める容器包装廃棄物のリサイクルを義務付け。
- リサイクルの義務を負う事業者と分別排出を行う消費者、分別収集を行う市町村がそれぞれ役割を分担。
- リサイクル義務の対象となる容器包装は、ガラス製容器、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4種類。



容器包装リサイクル法対象の容器包装

リサイクル法対象の容器包装

| | |
|----------------------------------|-------|
| ガラス製容器 | 無色 |
| | 茶色 |
| | その他の色 |
| 紙製容器包装 | |
| PETボトル（飲料・酒類・しょう油用） | |
| プラスチック製容器包装 | |
| 鋼製の容器包装（スチール缶等） | |
| アルミニウム製の容器包装（アルミ缶等） | |
| 段ボール製の容器包装 | |
| 飲料用紙パック（原材料としてアルミニウムが利用されていないもの） | |

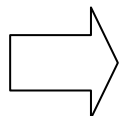
再商品化義務の対象

再商品化義務の対象外

（有価で販売するなど市町村が独自に処分する）

主要な改正点

容器包装廃棄物の
排出抑制の促進
(レジ袋対策等)



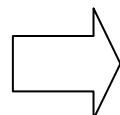
消費者の意識向上・事業者との連携の促進

環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出の状況や排出抑制の取組の調査、消費者への指導・助言等を行う。

事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

小売業等について、「事業者の判断の基準となるべき事項」を主務大臣が定めるとともに、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入する。

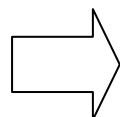
質の高い分別収集・
再商品化の推進



事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

事業者が、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を市町村に拠出する仕組みを創設する。

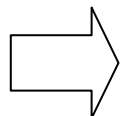
容器包装廃棄物の
円滑な再商品化



円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

廃ペットボトルの国外への流出等にかんがみ、「再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項」を基本方針に定める事項に追加して国の方針を明らかにする。

事業者間の
公平性の確保



再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化

再商品化の義務を果たさない事業者(いわゆる「ただ乗り事業者」)に対する罰則を強化する。

容器包装リサイクル法の改正の概要①

容器包装廃棄物の排出抑制の促進(レジ袋対策等)

○消費者の意識向上・事業者との連携促進【法第7条の2、法第7条の3】

環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員(愛称:「3R推進マイスター」)を委嘱。推進員は、排出の状況や排出抑制の取組の調査、消費者への指導・助言等を行う。

○事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入【法第7条の4～法第7条の7】

「事業者の判断の基準となるべき事項」(ガイドライン)を主務大臣が定めるとともに、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入する。

事業者による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進

(指定される業種に属する事業者)

判断の基準 (ガイドライン)

容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する取組の判断の基準(ガイドライン)を国が策定【法第7条の4】。

(一定量以上の容器包装を使用する事業者)

定期報告

毎年度、容器包装の使用量、使用の合理化の取組状況の定期報告を義務付け【法第7条の6】

(取組が著しく不十分な場合)

勧告

判断の基準に照らし取組が著しく不十分な事業者に対して、勧告を行う【法第7条の7 第1項】

公表

事業者が勧告に従わない場合には、その旨を公表する【法第7条の7 第2項】

命令

公表された後にも勧告に従わない場合には、勧告に従う旨を命ずる【法第7条の7 第3項】

罰則

事業者が命令に従わない場合には、50万円以下の罰金【法第46条の2】

容器包装の使用の合理化が必要な事業者

容器包装の使用量の多い業種であって、容器包装の使用方法や代替手段を用いること等により容器包装の使用の合理化を行うことが期待される業種として、下記の「小売業」を指定する。【施行令第5条】

これらの業種に対して、判断の基準となるべき事項に基づく取組を求める。

| |
|------------------------|
| ①各種商品小売業 |
| ②織物・衣服・身の回り品小売業 |
| ③飲食料品小売業 |
| ④自動車部分品・附属品小売業 |
| ⑤家具・じゅう器・機械器具小売業 |
| ⑥医薬品・化粧品小売業 |
| ⑦書籍・文房具小売業 |
| ⑧スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 |
| ⑨たばこ・喫煙具専門小売業 |

小売業者の判断の基準となるべき事項【判断基準省令】

1. 目標の設定

容器包装の使用原単位の低減目標を定める。

2. 容器包装の使用の合理化

例えば次に掲げる取組により、容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進する。

- ① 消費者に容器包装を有償で提供、容器包装を使用しないように誘引するための景品等を提供、容器包装の使用について消費者の意思を確認
- ② 薄肉化・軽量化された容器包装の使用、適切な寸法の容器包装の使用、商品の量り売り、簡易包装化の推進

3. 情報の提供

消費者に対し、店頭における掲示、冊子等の配布、容器包装への表示等により、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報提供を行う。

4. 体制の整備等

責任者の設置、研修の実施等を行う。

5. 安全性等の配慮

容器包装の使用の合理化を図る際には、安全性、機能等に配慮する。

6. 容器包装の使用の合理化の実施状況の把握

容器包装を用いた量及び実施した取組の効果を適切に把握する。

7. 関係者との連携

国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図る。

定期報告の義務対象者及び報告事項

○義務対象者【施行令第6条】

→ 容器包装を多量に利用する事業者：年間使用量50トン^(※)以上

(※) 自主回収量、事業費消費量を控除する前の使用総量。

プラスチック製容器包装(ペットボトル以外)、紙製容器包装、段ボール製容器包装及びその他の容器包装の合計。

○報告事項(前年度における次に掲げる事項)【定期報告省令】

1. 容器包装を用いた量
2. 判断の基準に基づき実施した取組
その他の容器包装の使用の合理化に関し実施した取組
3. 容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値 (売上高、店舗面積等)
4. 容器包装の使用原単位 (1. を3. で割った量)

容器包装多量利用事業者による定期報告(その1)

- 提出時期: 毎年度6月末日まで
- 提出先: 事業所管省庁(財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)の長 又はその地方支分部局の長
- 様式(第1、2、3、7表のみ抜粋)

第1表 容器包装を用いた量

| 素材区分 | 重量[kg] |
|--------------------------------------|--------|
| 主としてプラスチック製の容器包装 | ① |
| (参考) うち、主としてプラスチック製の袋 | |
| 主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。) | ① |
| (参考) うち、主として紙製の袋 | |
| 主として段ボール製の容器包装 | ① |
| その他の容器包装 | ① |
| 合計 | |
| 対前年度比(%) | |

第2表 当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値(いずれかに記入)

| | 年度 | 対前年度比(%) |
|----------------------------------|----|----------|
| 売上高[円] | ② | |
| 店舗面積[m ²] | ② | |
| その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値 [] | ② | |

容器包装多量利用事業者による定期報告(その2)

第3表 容器包装の使用原単位(①を②で除して得た値)

| | | 年度 | 対前年度比(%) |
|---|------------------|----|----------|
| 原単位 = $\frac{\text{容器包装を用いた量(①)}}{\text{当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値(②)}}$ | 主としてプラスチック製の容器包装 | | |
| | 主として紙製の容器包装 | | |
| | 主として段ボール製の容器包装 | | |
| | その他の容器包装 | | |

第7表 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組

| 対象項目 | 具体的内容 | |
|----------------------|---|---|
| 目標の設定 | (具体的内容) | |
| 容器包装の使用の合理化 | 消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること | <input type="checkbox"/> 容器包装の有償による提供 <input type="checkbox"/> 景品等の提供 <input type="checkbox"/> 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 <input type="checkbox"/> 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容) |
| | 自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること | <input type="checkbox"/> 薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 適切な寸法の容器包装の使用 <input type="checkbox"/> 商品の量り売り <input type="checkbox"/> 簡易包装化の推進 <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容) |
| | | |
| 情報の提供 | <input type="checkbox"/> 店頭における掲示 <input type="checkbox"/> 自らの取組の内容を記載した冊子等の配布 <input type="checkbox"/> 容器包装への表示 <input type="checkbox"/> その他 | |
| | (具体的内容) | |
| 体制の整備等 | (具体的内容) | |
| 安全性等の配慮 | (具体的内容) | |
| 容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握 | (具体的内容) | |
| 関係者との連携 | (具体的内容) | |

※フランチャイズチェーンの事業を行う者のように、当該事業に加盟する者の容器包装を用いた量を把握し、加盟する者と連携して取組を行っている場合にあつては、当該事業全体における容器包装を用いた量の合計並びに容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を記入。

容器包装リサイクル法の改正の概要②

質の高い分別収集・再商品化の推進

指定法人等の再商品化に要する費用が想定される費用を下回り、再商品化が合理化された場合、これに寄与した市町村に対して指定法人等が金銭を支払う仕組みを創設する。【法第10条の2】
(平成20年4月施行。制度の詳細については今後検討。)

事業者と市町村の連携によるリサイクルの高度化

再商品化費用の低下が起こる場合には、事業者による寄与(リサイクルの容易な容器の導入等)と市町村による寄与(選別の際の異物の除去の徹底等)が存在する。このため、再商品化費用の低減額のうち市町村による寄与と考えられる部分を市町村に拠出する制度を創設することにより、市町村の高度な選別などの取組を促し、市町村と事業者の連携によりリサイクルの高度化を図る。

市町村による質の高い分別収集の実施

- ・異物の除去等による分別基準適合物の質的向上
- ・消費者への適切な分別排出の働きかけ

事業者による再商品化手法の高度化等

- ・再商品化に適した容器包装の選択
- ・消費者への適切な分別排出の働きかけ

創設

質の高い分別収集を促進するインセンティブ

寄与分を還元

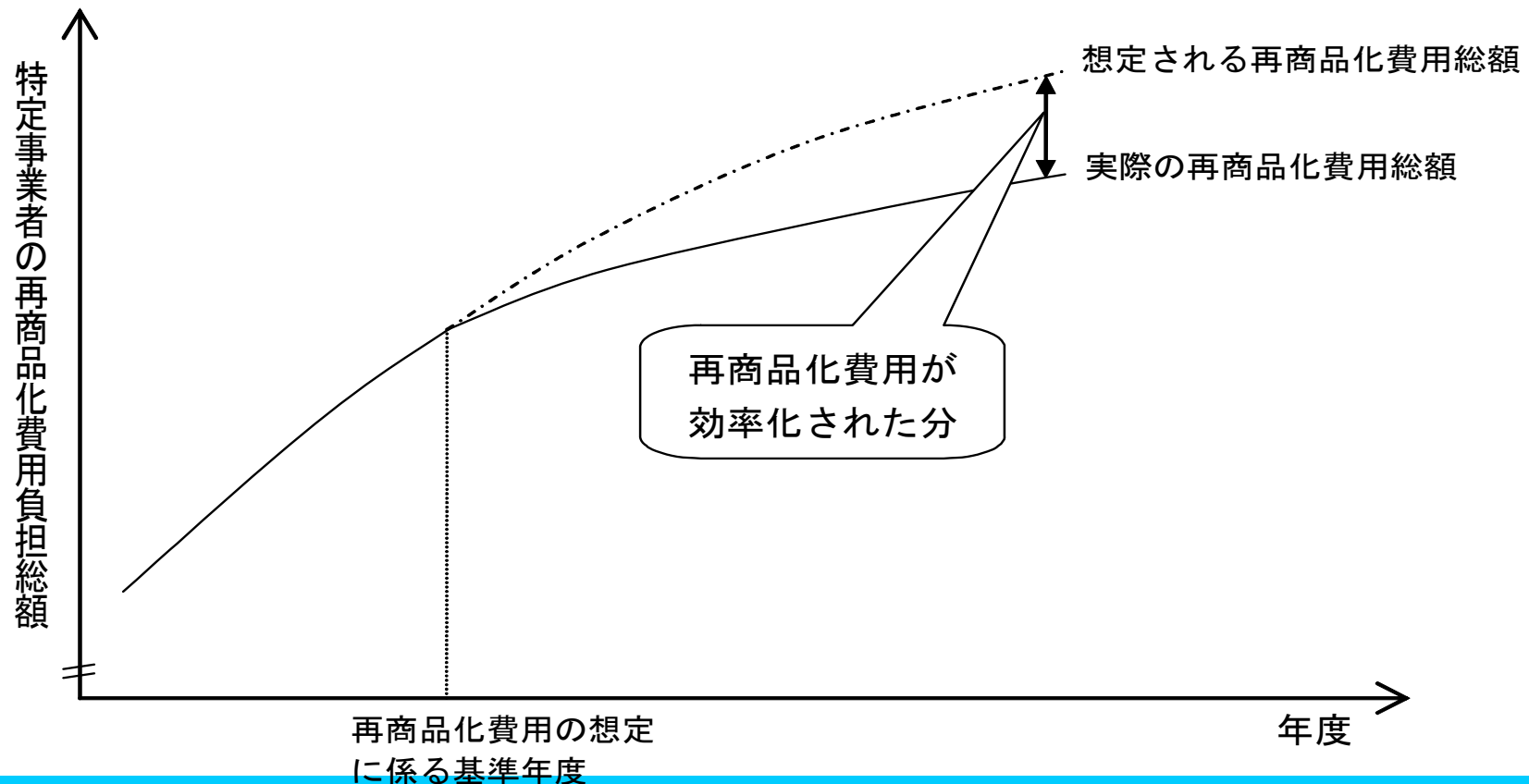
再商品化の合理化
(再商品化の質の向上・コストの削減)

寄与分を還元

再商品化費用の効率化
(実際の再商品化費用が当初想定していた再商品化費用を下回った額)

実際の再商品化費用が当初想定していた再商品化費用を下回った部分のうち、各市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設する。

- 市町村への拠出総額は、再商品化費用の効率化に寄与する要因には、市町村の取組と事業者の取組によるものがあるため、効率化分の2分の1とする。
- 各市町村への資金の配分は、質の高い分別収集・選別保管を促進するため、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額に着目して行う。



容器包装リサイクル法の改正の概要③

容器包装廃棄物の円滑な引き渡しの促進

「容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し等に関する事項」の基本方針への追加【法第3条第2項、基本方針】

【背景】

☆平成18年度見込量(ペットボトル、単位は[トン])

| 分別収集量(計画量) | 容リ協会ルート(市町村からの申し込み量) |
|------------|----------------------|
| 285,000 | 144,078 |

※PETくずの輸出量は、今年1月から輸出統計において把握が行われており、1月から9月までの実績値を合計すると191,671トンとなる。

<基本方針より関連部分抜粋>

四 分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項

容器包装廃棄物の分別収集が適正に実施され、これにより得られた分別基準適合物の再商品化を安定的に進めることが重要であることにかんがみ、市町村は、自ら策定した分別収集計画に従って容器包装廃棄物を分別収集するときは、再商品化施設の施設能力を勘案しつつ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。

また、市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。

同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。

容器包装リサイクル法の改正の概要④

事業者間の公平性の確保

再商品化の義務を履行しない事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」）の対策を強化。
（罰則の強化、機動的な報告徴収、立入検査）【法第46条ほか】

容器包装の定義の改正


「商品の容器及び包装」自体が有償である場合も「容器包装」に含まれることを
明確化。【法第2条】

事業者間の公平性の確保

ただ乗り事業者対策の強化

・罰則の強化

ただ乗り事業者に対し、勧告、公表、命令を行ってもなお義務を履行しない場合の罰則を引き上げる。

- 50万円以下の罰金  100万円以下の罰金

・報告徴収、立入検査の機動的実施

ただ乗り事業者か否かの特定を迅速に行えるよう、報告徴収、立入検査を単独の主務大臣が行うことができることとする。

※(財)日本容器包装リサイクル協会では、当該協会と再商品化委託契約を締結し、委託料金を完納した事業者名を公表している。

HPアドレス：<http://www.jcpra.or.jp/specify/index.html>

容器包装の定義の改正

「商品の容器及び包装」自体が有償である場合も「容器包装」に含まれることを明確化

有償で提供される容器又は包装であっても、それと同時に販売される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち(中身の)商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「容器包装」に該当することを明示。

(具体例)

＜新たに「容器包装」に該当することとなるもの＞

- ・有料のいわゆるレジ袋
- ・有料の贈答用の箱(同時に購入する商品を入れるためのものとして提供されるもの)

＜「容器包装」に該当しないもの＞

- ・マイバッグ、かばん
- ・有料の贈答用の箱(同時に購入する商品を入れるためではなく、その箱の購入者が別に用意したものをを入れるためのものとして、販売されるもの。)

容器包装リサイクル法の改正の概要⑤

自主回収認定の報告等

自主回収認定を受けた特定事業者は、認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告。【法第18条、施行規則第20条】

市町村分別収集計画の公表の義務付け

市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、公表しなければならない。【法第8条第4項】

自主回収認定の報告等、市町村分別収集計画の公表の義務付け

自主回収認定の報告等

○自主回収の実施状況の報告義務

自主回収認定を受けた特定事業者は、認定を受けた特定容器又は特定包装ごとに、毎事業年度終了後3月以内に、以下の事項を主務大臣に報告。

- ・認定に係る特定容器若しくは特定包装を用いた量又は認定に係る特定容器を販売した量
- ・認定に係る特定容器又は特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量

○認定取消しの公示

自主回収認定を取り消した際、認定をした場合と同様に公示。

市町村分別収集計画の公表の義務付け

分別収集・再商品化等に係る事業者・消費者の理解を深めるため、市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、これを公表することを義務付ける。

容器包装リサイクル法の改正の概要⑥

簡易算定方式の見直し

容器包装廃棄物の排出見込量を算定する際、簡易算定方式においても、個別の店頭回収努力が反映されるよう、「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」を個別に控除できることとする。【施行規則第10条・第11条の3、製造等事業者のための再商品化省令第2条】

プラスチック製容器包装に係る燃料として利用される製品

プラスチック製容器包装の再商品化手法に燃料化を追加。【施行令第1条、基本方針】

PETボトル区分の見直し

みりん風調味料やめんつゆ等を充てんした容器をペットボトル区分に追加。【施行規則第4条】

簡易算定方式の見直し(その1)

簡易算定方式において容器包装廃棄物の排出見込量を算定する場合

【旧】排出見込量＝販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量×容器包装廃棄物排出比率(%)

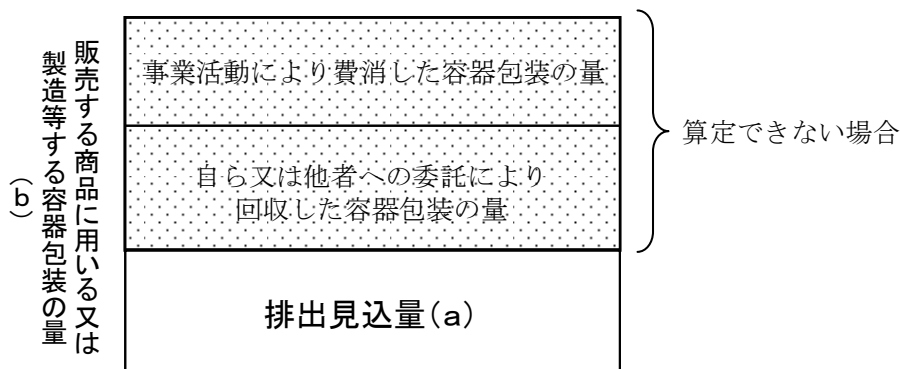
【新】排出見込量＝(販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量

－自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量)×(100－事業系比率(%))

容器包装廃棄物排出比率及び事業系比率の考え方

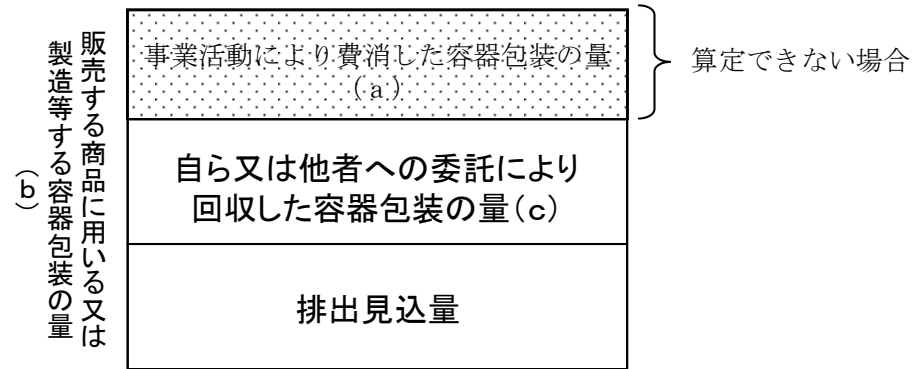
①容器包装廃棄物排出比率

「販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量」に占める「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」及び「事業活動により費消した容器包装の量」を控除した量の比率。



②事業系比率

「販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量」から「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」を控除した量に占める「事業活動により費消した容器包装の量」の比率。



簡易算定方式の見直し(その2)

個々の特定事業者の排出見込量の算定方法

<記載例>再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2) プラスチック製容器包装 利用事業者用

簡易算定方式

※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自主回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。この場合、「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

| 用途 | 前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ① | ①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量(kg) | ①のうち、事業活動により費消した特定容器の量(kg) | 個々の特定事業者のプラスチックの排出見込量(kg) | 用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ② | 再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④ = ① × ② | 再商品化委託単価(円/kg) (消費税を含みます) | 再商品化委託料金(円) |
|---|---|----------------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|---|------------------------------|---|
| 容器 | 食料品 | 3,000 | / | / | 0.49811 (A) | 2,490 | 89.1円/kg | 289,396 |
| | 清涼飲料等 | | | | 0.49804 (B) | | | |
| | 酒類 | | | | 0.53564 (C) | | | |
| | 石鹼・塗料等 | | | | 0.51465 (D) | | | |
| | 医薬品 | | | | 0.25263 (E) | | | |
| | 化粧品等 | | | | 0.56694 (F) | | | |
| | 小売 | | | | 0.59883 (G) | | | |
| | 上記以外の用途 | | | | 0.24930 (H) | | | |
| 包装 | | | | | 0.31928 (I) | | | |
| 注2) 簡易算定方式の場合は、一切控除することができません。 5. 再商品化委託申込量(kg) → | | | | | | ③ = (A)~(I)の合計 3,248 | ④ = 再商品化委託単価 89.1円/kg | ⑤ × ④ = 再商品化委託料金 6. (円未満切り捨て) 289,396 |

平成18年度

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合(「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くこととなりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数 × (100 - 事業系比率) (%) の算式によって算出されています。

| 用途 | 前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ① | ①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ② | [(①-②)のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg)] ③ | 前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④ = ① - ② | 用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤ | 再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ⑦ = ④ × ⑤ | 再商品化委託単価(円/kg) (消費税を含みます) | 再商品化委託料金(円) |
|---|---|---|---|---|---------------------------|---|------------------------------|---|
| 容器 | 食料品 | 1,000 | / | 4,000 | 0.58185 (A) | 2,205 | 85.8円/kg | 261,003 |
| | 清涼飲料等 | | | | 0.55137 (B) | | | |
| | 酒類 | | | | 0.59024 (C) | | | |
| | 石鹼・塗料等 | | | | 0.61814 (D) | | | |
| | 医薬品 | | | | 0.33480 (E) | | | |
| | 化粧品等 | | | | 0.64553 (F) | | | |
| | 小売 | | | | 0.71133 (G) | | | |
| | 上記以外の用途 | | | | 0.29830 (H) | | | |
| 包装 | | | | | 0.43866 (I) | | | |
| 注2) 簡易算定方式の場合は、一切控除することができません。 8. 再商品化委託申込量(kg) → | | | | | | ⑥ = (A)~(I)の合計 3,042 | ⑦ = 再商品化委託単価 85.8円/kg | ⑧ × ⑦ = 再商品化委託料金 9. (円未満切り捨て) 261,003 |

平成19年度

プラスチック製容器包装に係る燃料として利用される製品

プラスチック製容器包装の再商品化手法に燃料化を追加

プラスチック製容器包装の再商品化に当たっては、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障が生じる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用することとし、当該燃料の利用にあたっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図ることとする。

<基本方針より関連部分抜粋>

五 分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項

1 容器包装の種類ごとの対応

(4) プラスチック製の容器包装

プラスチック製の容器包装(ペットボトルを除く。)の再商品化に当たっては、まず、ペレット等のプラスチック原料、プラスチック製品、高炉で用いる還元剤、コークス炉で用いる原料炭の代替物、炭化水素油、水素及び一酸化炭素を主成分とするガス等の製品の原材料としての利用を行い、それによっては円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する。当該燃料の利用にあたっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図ることとする。

PETボトル区分の見直し

みりん風調味料やめんつゆ等を充てんした容器をペットボトル区分に追加

飲料・しょうゆ以外の商品であってもペットボトルに充てんされたものが広く流通していること、飲料・しょうゆを充てんしたペットボトルと同等以上の再生利用への適性を有しているものがあることから、当該商品を充てんしたペットボトルを容器包装区分上のペットボトルに追加。

(対象商品の詳細は今後定められる予定)

<施行規則より関連部分抜粋>

(容器包装区分及び特定分別基準適合物)

第四条 法第二条第七項の主務省令で定める容器包装の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める分別基準適合物は、次の各号に掲げる区分について、それぞれ当該各号に定める分別基準適合物とする。

一～四 (略)

五 別表第一の七の項に掲げる商品の容器 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの(飲料又は

しょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのものに限る。)に係る分別基準適合物

関連する政省令の名称

| | |
|------------------|--|
| 施行令(政令) | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令 |
| 施行規則(省令) | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則 |
| 製造等事業者のための再商品化省令 | 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令 |
| 判断基準省令 | 小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 |
| 定期報告省令 | 小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令 |
| 基本方針 | 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針 |

容器包装リサイクル法政省令改正等のスケジュール

18年6月

19年4月

20年4月

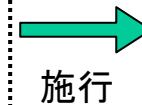
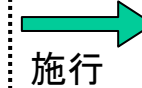
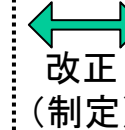
法改正関連

- ◆基本方針
【告示】・円滑な引渡し
・排出抑制の追加 等
- ◆自主回収認定
【省令】・定期報告事項 等

夏～秋



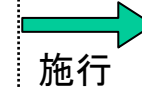
年内目途



冬～春



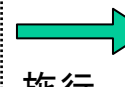
春～夏



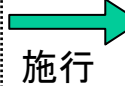
- ◆資金拠出制度
【省令】・再商品化費用の見込額の算出方法
・市町村への資金の配分方法 等

その他

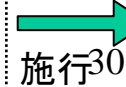
- ◆再商品化手法
【政令】・プラの燃料化手法の導入



- ◆簡易算定方式
【省令】・自主回収分を控除



- ◆PET区分見直し
【省令】・めんつゆ、みりん風調味料を追加



- 第164回通常国会で改正法成立（平成18年6月9日）
- 平成18年6月15日に公布

施 行 期 日

平成18年12月1日

- 容器包装廃棄物の円滑な引き渡しの促進、事業者間の公平性の確保、容器包装の定義の改正、自主回収認定の報告等、市町村分別収集計画の公表義務付け

平成19年4月1日

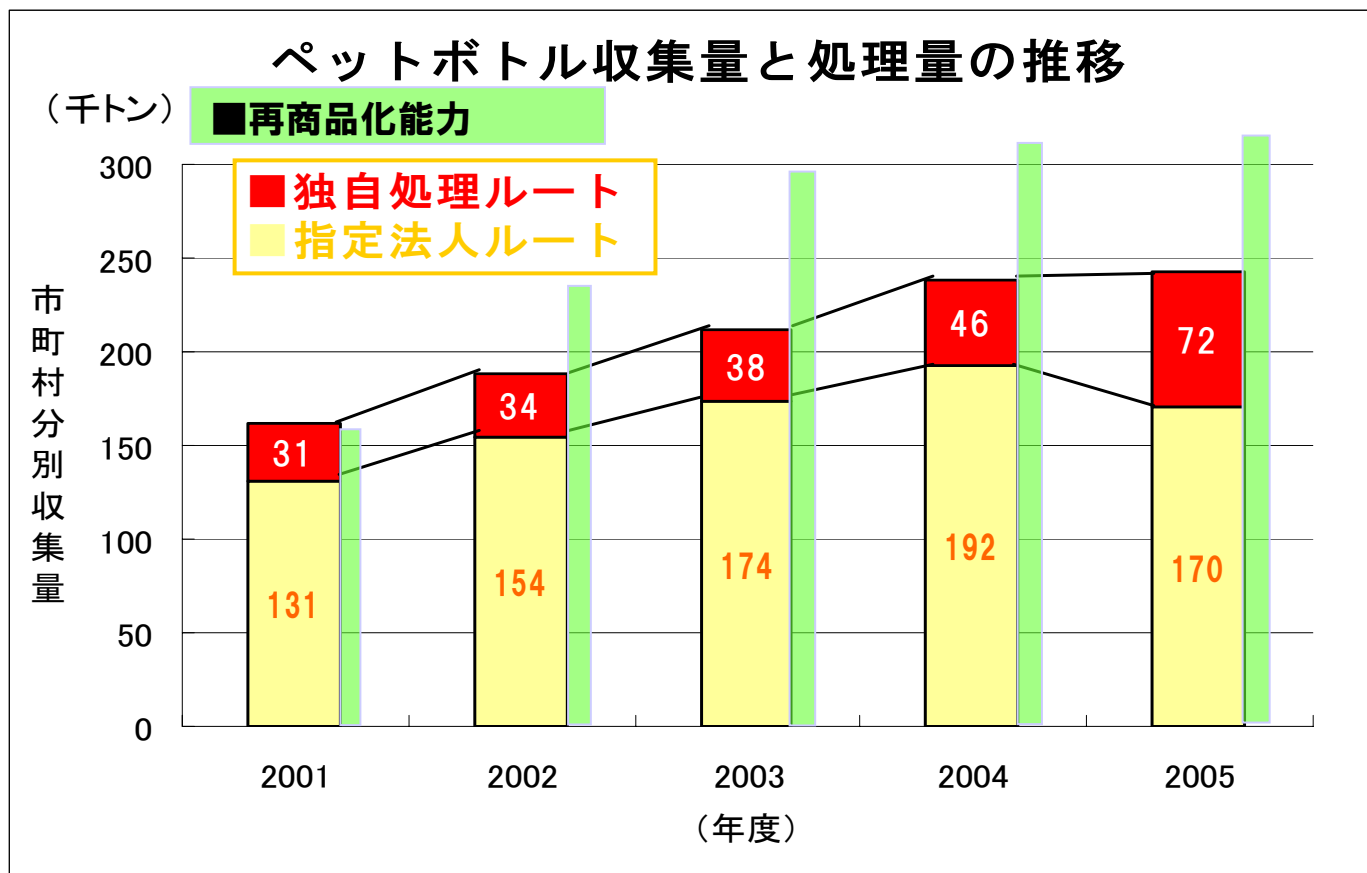
- 容器包装廃棄物の排出抑制の促進、簡易算定方式の見直し、プラスチック製容器包装に係る燃料として利用される製品

平成20年4月1日

- 質の高い分別収集・再商品化の推進、PETボトル区分の見直し

改正法及び改正法に基づく各種政省令・基本方針の改正に関し、12月1日に環境省から施行通知が都道府県経由で市町村に発出されているところ。
その概要は以下のとおり。

1. 円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化



(1)市町村は、自ら策定した分別収集計画に従い、再商品化施設の施設能力を勘案して、指定法人等に分別基準適合物を円滑に引き渡すことが必要であること（基本方針）

<基本方針の規定の具体的な説明>

「指定法人等」 = 指定法人または認定を受けた特定事業者
(現行はゼロ)

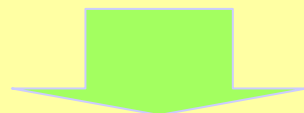
国内の安定的な再商品化の確保を図るため、
指定法人（日本容器包装リサイクル協会）
に引き渡すことが必要

※18年度分から有償入札分を市町村に還付する制度が開始

(2) 市町村の実情に応じて指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、それが環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認し、住民への情報提供に努める必要があること(基本方針)

＜基本方針の規定の具体的な説明＞

指定法人等に引き渡されず、**独自に処理**する場合



- ① **自ら事業者を厳格に審査+処理の現場確認により適正に処理されていることを確認が必要**
- ② **確認された処理事項やリサイクル製品等に関し住民への情報提供が必要**

2. 市町村分別収集計画の公表義務付け

地域における容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集を促進するため、市町村分別収集計画を策定・変更したときは、その内容を公表することとする（改正法第8条第4項等）。

<改正法等の具体的な説明>

- ①次期計画の策定から、ホームページ等で公表する義務
- ②次期計画は始期を1年前倒し（平成20年4月から）
- ③計画策定時には、排出見込量と実績量を限りなく近付けるよう努力する必要
- ④公表する際には、策定の際に参考とした基礎情報や、過去の取組、容器包装廃棄物の量も公表するよう努力